

岩手県告示第842号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成26年12月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成26年11月19日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 菅野電気株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市江刺区男石一丁目6番6号
 - ウ 代表者の氏名 菅野嘉雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第22号
 - (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年11月19日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成26年11月19日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 田村板金工業所
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市大船渡町字上平1番地2
 - ウ 代表者の氏名 田村藏右エ門
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第3736号
 - (3) 処分の内容 板金工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年11月10日付けで板金工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成26年11月11日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社小原組
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市東和町土沢9区219番地
 - ウ 代表者の氏名 小原健二
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第7263号
 - (3) 処分の内容 消防施設工事業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年11月5日付けで消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成26年11月13日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 信和工業有限会社
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上田三丁目3番15号
 - ウ 代表者の氏名 安本哲彦
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第7680号
 - (3) 処分の内容 大工工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年11月6日付けで大工工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成26年11月13日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社百万石

イ 主たる営業所の所在地 紫波郡矢巾町大字南矢幅第6地割72番地

ウ 代表者の氏名 廣田徹夫

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-24)第20507号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成26年11月12日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成26年11月14日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 新栄住建

イ 主たる営業所の所在地 九戸郡九戸村大字小倉第4地割42番地1

ウ 代表者の氏名 小野寺富雄

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-21)第150058号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成26年11月10日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成26年11月19日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 志村建築

イ 主たる営業所の所在地 九戸郡軽米町大字軽米第13地割7番地11

ウ 代表者の氏名 志村英夫

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-24)第150079号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成26年11月14日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。